

令和8年 第5回須賀川市農業委員会総会議事録

令和8年5回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和8年5月7日（木）
- 2 招集通知日 令和8年5月7日（木）
- 3 招集日時 令和8年5月20日（水）午後1時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	森合 重義	2	関口 明夫	3	古川 修一	4	塩田 静生
5	五十嵐 一	6	渡邊 聖一	7	吉田 和男	8	関根 隆二
9	村上 節夫	10	関根 久之	11	和田 博文	12	根本 芳一
13	松川美智夫	14	鈴木 昌宏	15	佐藤 秀和	16	橋本 孝一
17	五輪 博行	18	名城 昇	19	三島木 修		

- 6 欠席農業委員 0名

- 7 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
須・浜	小林 一仁	須・浜	有我 康志	西袋	小枝 啓一	西袋	渡邊 久記
稲田	宗像 敏雄	稲田	岩井 芳郎	小塩江	大槻 金市	小塩江	海野 富弘
小塩江	西間木 廣幸	仁井田	島木 登	仁井田	根本 充佳	仁井田	佐藤 和浩
大東	金澤 昭治	大東	安藤 幸雄	大東	加藤 正直	長沼	遠藤 広光
長沼	半澤 修	長沼	森田 正樹	長沼	藤田 良二	岩瀬	矢部 幸雄
岩瀬	中原 利保	岩瀬	相樂 貴行	岩瀬	齊藤 正人		

- 8 欠席農地利用最適化推進委員 1名（海野富弘委員）

- 9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	古川 一夫
	農政係 長	佐浦 晶子
	農地係 長	有我 宏和
	主 査	矢内 絵美

	主	任	鈴木 貴紀
産業部農政課	主	任	本田 吉昭

10 議 案

議案第 15 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

議案第 16 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 17 号 買受適格証明の適否決定について

議案第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 19 号 令和 7 年度最適化活動の目標及びその目標に対する点検・評価（案）
について

報告第 14 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 15 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出の取消願出書の受理について

11 その他

- (1) 令和 8 年度遊休農地利用状況調査・意向調査及び非農地判断について
- (2) 令和 8 年 7 月改選における農地利用最適化推進委員（旧市内）について
- (3) 農業委員等の改選に伴う今後のスケジュールと役割について
- (4) 令和 8 年度農業者年金受給権者現況届の受付について
- (5) 仁井田の杜わかばこども園田植えの協力について

12 開 会 （午後 1 時 3 0 分）

13 挨拶 農業委員会 会長 和田 博文

14 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が
就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により
本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告
した。

議事録署名委員には、議席番号 1 9 番 三島木修農業委員と 1 番 森合重義農業委員を
指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 （午後 2 時 3 0 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違な
いことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和8年5月20日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和8年 第5回総会

令和8年5月20日（水）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第15号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題
といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 佐浦係長 概略説明。農政課 本田主任 説明。

議 長 只今、説明がありました第39号から第42号について、質問等ありませんか。
（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第15号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」異議
のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第15号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意
見について」は計画（案）のとおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定につ
いて」を議題とします。五十嵐一農業委員の自己案件がありますので、「須賀川
市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限」により、五十嵐委員に退席を求
め、先に審議いたします。

（五十嵐農業委員退席）

議 長 それでは、受理番号30について事務局より説明を求めます。

事 務 局 有我係長 説明

議 長 続いて、受理番号30について調査委員の説明を求めます。

森田推進委員お願いします。

森田推進委員 受理番号30についてご説明申し上げます。

5月16日、五十嵐農業委員と現地調査を行いました。

貸人は当該地を別な方に貸していましたが、事情により返されたため。同
地区で農家を営む借人と賃借権設定の話がまとまったものです。許可上特に
問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします
す。

議長 長 只今、説明がありました受理番号 30 について、質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 長 それでは、お諮りいたします。

受理番号 30 について異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、受理番号 30 については議決し、決定することといたします。

ここで、五十嵐一農業委員の復席を求めます。

(五十嵐農業委員 復席)

議長 長 では、改めて受理番号 23 について調査委員の説明を求めます。

有我推進委員をお願いします。

有我推進委員 受理番号 23 についてご説明申し上げます。

5 月 14 日、鈴木農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人の農地は隣接しております。申請地は遊休地となっており、荒地になとなるならばと両名で話し合い申請があったものです。譲受人は高齢ではありますが、将来は息子さんが管理をするとのこととです。これらのことから許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 続いて、受理番号 24 を根本推進委員お願いいたします。

渡邊推進委員 受理番号 24 についてご説明申し上げます。

5 月 18 日に吉田農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人は約 20 年前から当該農地を近所の方に貸借しており、今般、高齢のため、また、後継者がいないため、売却の相談を近所の方にしたところ、農業を営む譲受人の父親を介して売買の話しがまとまりました。譲受人は数年前から父親の農業の手伝いをしており、新規就農と同時に農地を取得することとなりました。農機を父親に借りて耕作し、生産物は JA に出荷予定です。許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 続いて、受理番号 25 を根本推進委員お願いいたします。

根本推進委員 受理番号 25 についてご説明申し上げます。

5 月 15 日に森合農業委員、根本委員と譲受人で現地調査を行いました。

譲渡人は体調不良のため立会できず、電話で聞き取り調査を行いました。

譲渡人は郡山に住んでおり、相続後、高齢のため農地付き宅地の売却を検討していたところ、移住を希望する譲受人と協議がまとまったものです。所有権移転申請にあたり、宅地の出入り口の農地について、譲受人が新規就農者として農地管理することを確認しており、許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号 26 を渡邊推進委員お願いいたします。

渡邊推進委員 受理番号 26 についてご説明申し上げます。

5 月 11 日に吉田農業委員と譲受人と現地調査を行いました。

譲渡人は譲受人の父親で、子へ経営移譲するものであり、3 月の総会で、所有者から田の交換の案件が許可された土地です。現在、譲受人に貸借権の設定がされて耕作しています。名義変更後も経営移譲また許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号 27 を加藤推進委員お願いいたします。

加藤推進委員 受理番号 27 についてご説明申し上げます。

5 月 12 日に関根農業委員と譲受人と現地調査を行いました。

譲受人は 28 年前から申請地を借りて個人農園を営んでいました。市のイベント事業や地元の農家支援事業の合同会社を設立して農園経営をしています。申請地は譲受人の所有地に隣接していることもあり許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号 28 を有我推進委員お願いいたします。

有我推進委員 受理番号 28 についてご説明申し上げます。

5 月 14 日に鈴木農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人は県外への転出を検討しており、所有する農地の隣地で農業を営む譲受人と所有権移転の話がまとまったもので許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号 29 を遠藤推進委員お願いいたします。

遠藤推進委員 受理番号 29 についてご説明申し上げます。

5 月 19 日に名城農業委員と譲渡人、譲受人と現地調査を行いました。

譲受人は譲渡人の近隣に住んでいて、申請地を十数年前から耕作しており、今般、売買の話がまとまったものです。許可上特に問題はないと思われます。

委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、受理番号 31 藤田委員お願いいたします。

藤田委員 受理番号 31 についてご説明申し上げます。

5 月 9 日に五十嵐農業委員と譲渡人、譲受人と現地調査を行いました。

譲受人は農業を営んでおり、申請地の価格についてもお互いに納得して所有権移転申請をしたところであります。許可上特に問題はないと思われま

す。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 16 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 16 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 17 号「買受適格証明の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 1 号を矢部推進委員お願いします。

矢部推進委員 受理番号第 1 号について説明申し上げます。

5 月 16 日、佐藤秀和農業委員と現地調査を行いました。

願出人は、以前から競売地の耕作を頼まれて行っていた経過があります。

兼業農家ですが、規模拡大に意識を高めており許可上特に問題はないと思われま

す。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 17 号「買受適格証明の適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 17 号「買受適格証明の適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 有我係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号 5 を森田推進委員お願いします。

森田推進委員 受理番号 5 について説明申し上げます。

5 月 16 日、五十嵐農業委員、松川農業委員、名城農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、母屋の前の農地を整地し、一般住宅敷地を建設するのに許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

続いて、受理番号 6 について説明申し上げます。

同じく 5 月 16 日、五十嵐農業委員、松川農業委員、名城農業委員と現地調査を行いました。

申請地は工場に隣接する畑であり、工場への進入路を拡幅するために、賃借権を設定するものです。許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 受理番号 7・8 を佐藤推進委員お願いします。

佐藤推進委員 受理番号 7・8 は関連がありますので一括して説明いたします。本件は、合計面積が 10,000 ㎡を超えるので、福島県農業会議常設審議委員会の意見聴取及び現地調査の案件となる土地です。5 月 15 日、県の常設委員である天栄村農業委員会佐藤会長、天栄村農業委員会大野事務局長、市農業委員会有我農地係長、譲受会社担当者、行政書士、根本農業委員、森合農業委員、報告者で調査を行いました。申請のあった農地は、第 2 種農地で水の持ちも悪く、農地に入るための県道須賀川二本松線は交通量が非常に多いため、農業用機械の移動が困難であります。また、後継者もないため、話し合いの末、売買による所有権移転と借地による地上権設定に至りました。価格については妥当であります。管理については、除草剤の不使用、草刈、フェンスの設置を行い、隣接する土地への土砂の流出も無いと思われます。

以上のことから、許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご

審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」
異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適
否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 19 号「令和 7 年度最適化活動の目標及びその目標に対する点
検・評価（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 矢内主査 説明

議長 続いて、本件につきましては、5 月 15 日に開催いたしました常任委員会に
おいて、議論がなされておりますので常任委員会副委員長から経緯等について
の説明をお願いします。

松川職代 只今、事務局より説明がありました本件につきましては、農業委員等が取り
組む農地利用最適化活動について、国の定めに基づき点検・評価するものであ
りますが、議案内容につきましては、5 月 15 日の常任委員会の皆様と審議を
行った結果、妥当なものであり、総会に議案として提出することを常任委員会
全員一致で承認・決定をしました。本件につきまして、委員の皆さまにご報告
するとともにご審議くださるようよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 19 号「令和 7 年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価につ
いて」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 19 号「令和 7 年度最適化活動の目標及び目標に対す
る点検・評価について」を議決し、決定することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 14 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について 3 件です。

報告第 15 号農地法第 5 条の規定による農地転用届出の取消願出書の受理について 1 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

事務局（鈴木主任） （1）令和 8 年度遊休農地利用状況調査・意向調査及び非農地判断について説明した。

事務局（佐浦係長） （2）令和 8 年 7 月改選における農地利用最適化推進委員（旧市内）について、（3）農業委員等の改選に伴う今後のスケジュールと役割等について、（4）令和 8 年度農業者年金受給権者現況届の受付について、（5）仁井田の杜わかばこども園田植えの協力について、（2）～（5）までを一括して説明した。

議 長 その他 皆さんから何かございませんか。

議 長 他になければ、これにて令和 8 年第 5 回須賀川市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、お疲れ様でした。